平成２５年（フ）第１８１号
富山県中新川郡上市町女川14番地１　陽南町営住宅３号棟312号
債務者　石田由美子
１　決定年月日時　平成25年12月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８８号
新潟県柏崎市駅前２丁目３番63号
債務者　小菅　育子
１　決定年月日時　平成25年12月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１３６号
青森県黒石市追子野木１丁目196番地２　サンパレス前田206号
債務者　阿保　文人
１　決定年月日時　平成25年12月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第４４０号
新潟市秋葉区車場１丁目18番12号　エルディム車場105号
債務者　角田ひと美
１　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８３号
熊本県荒尾市蔵満392番地１
債務者　田中　友子
１　決定年月日時　平成25年12月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第１５６２号
愛知県江南市古知野町宮前26番地１　サンハイツ宮前２階２Ｂ号、住民票上の住所愛知県江南市古知野町宮前26番地１　サンハイツ宮前４Ａ号
債務者　稲田麻紀子
１　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５８９号
愛知県豊明市三崎町高鴨15番地４　サンヒルズ101号
債務者　藤本　深雪
１　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８７１号
愛知県尾張旭市東大久手町１丁目11番地２
債務者　近藤　純子
１　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４０号
兵庫県明石市松江429番地の１　Ｓｉａｂｌｕｅ103号、前住所東京都練馬区中村３丁目42番12号　ライフピアドゥリーム103号
債務者　丸山　大樹
１　決定年月日時　平成25年12月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第９５号
佐賀県唐津市山本498番地
債務者　峯　　豊市
１　決定年月日時　平成25年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第９６号
佐賀県唐津市山本498番地
債務者　峯　　芳江
１　決定年月日時　平成25年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第１３１１号
埼玉県上尾市大字原市295番地10
債務者　富樫　郁夫
１　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４０４号
埼玉県蓮田市末広１丁目６番３号　コーポラス愛102号
債務者　平井　良二
１　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４０５号
埼玉県久喜市青葉１丁目２番11―202号
債務者　石井　光枝（旧姓山口）
１　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４２３号
埼玉県上尾市大字向山531番地２　アルファメゾンＢ―５
債務者　古庄　　信
１　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４２４号
埼玉県川口市三ツ和２丁目29番地の２　パレス三ツ和301号
債務者　坂下　富夫
１　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４３９号
さいたま市南区別所３丁目38番13号　グリーンハイツ201、旧住所さいたま市南区大字太田窪2206番地１　百景台マンション205
債務者　井下田悦子
１　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係